

業務名称：組織DX推進に向けたITリテラシー研修の実施業務

(公告日： 2026年1月9日 調達管理番号： 25 a 0 0 8 2 2) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 18	仕様書 別添 (3) 機構の保有個人情報を取り扱う場合(契約条項によりクラウドサービス事業者が当該クラウドサービス上に保存された個人データを取り扱わない旨が明記され、適切にアクセス制御されている場合(「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A 7-53 参照)を除く。)は、当該クラウドサービス事業者がプライバシーマーク(JIS Q 15001)認証取得済みであること。	クラウド事業者が機構の個人情報を取り扱う場合、プライバシーマーク未取得であっても、プライバシーポリシーを公開し、ISMS取得等の管理体制を有していれば要件を満たすと解釈される余地はあるか、ご教示ください。	仕様書に記載のとおり、クラウドサービス事業者が機構の保有個人情報を取り扱う場合には、プライバシーマーク(JIS Q 15001)の認証を取得していることが必須要件となります。
2	P. 15	第2 業務仕様書(案) 4.業務の内容 (2)ITリテラシー向上 月次での受講状況や研修終了テスト結果を分析する機能を提供する。	月次の受講状況に加え、研修終了テストの結果分析についても、毎月実施する必要があるかご教示いただけますでしょうか。	発注者が研修プラットフォーム上で月次での受講状況や研修終了テスト結果を分析できる機能があることを想定しています。
3	P. 18	(3) 機構の保有個人情報を取り扱う場合	プライバシーマークの代替措置および例外規定の適用について 提出書類⑥として「プライバシーマークの認証取得を証明できる書類」が求められていますが、弊社は「ISO27001 (ISMS)」の認証は取得しておりますが、プライバシーマークは未取得です。仕様書(別添)の「利用するクラウドサービスに係る要件」項番(3)には、「契約条項によりクラウドサービス事業者が当該クラウドサービス上に保存された個人データを取り扱わない旨が明記され、適切にアクセス制御されている場合」は除くとの記載がございます。つきましては、以下の2点について確認させていただけますでしょうか。 1. 弊社が提案するシステムおよび運用において、技術的なアクセス制御(暗号化や権限管理等)を講じ、弊社従業員が貴機構の保有個人情報(メールアドレス等)を視認・操作できない、あるいは契約上取り扱わない運用を提案する場合、プライバシーマークの提出は免除されますでしょうか。 2. 上記の措置を講じることを前提とした場合、情報セキュリティ管理体制の証明として、プライバシーマークの代わりに「ISO27001 (ISMS)」の認証証明書をもって参加資格を満たすと判断いただけますでしょうか。	1. 仕様書(別添)「利用するクラウドサービスに係る要件」項番(3)のとおり、契約条項によりクラウド事業者が当該サービス上に保存された個人データを取り扱わない旨を明記し、かつ適切なアクセス制御が講じられている場合には、当該条項の適用対象外となります。したがって、ご提案のシステム・運用において技術・契約の両面から当該要件に適合することが担保される場合、プライバシーマーク(JIS Q 15001)の提出(提出書類⑥)は不要です。 2. 上記1の前提を満たす場合においては、参加資格を有するものと判断致します。なお、ISMS認証はプライバシーマークの代替とは見做しません。
4	P. 14	(2) ITリテラシー向上	「技術的な進歩の著しい領域であるため…適時研修内容が見直されるものとする」とあります。この「適時」とは具体的にどの程度の頻度(四半期ごと、機能追加ごと等)を想定していますでしょうか。また更新時の貴機構の確認・承認プロセスに要する期間はどの程度でしょうか。	本仕様における「適時」とは、一定の周期的な見直しを義務付けるものではなく、オンラインプラットフォームに掲載されるITリテラシー向上に資する研修が明らかに陳腐化した内容とならないよう、技術動向等に応じて適宜更新・拡充されていることを求める趣旨です。なお、研修内容の更新については、原則として機構への事前の承認や都度の確認を要しません。
5	P. 14	(2) ITリテラシー向上	仕様書には「ユーザーIDの一括登録機能を実装し、手動による登録作業を不要とする」との記載がありますが、一方で、貴機構の認証基盤とのシングルサインオン(SSO/SAML連携等)については、必須要件とされているのか、あるいは要件外(実装不可)とされているのか、ご確認させていただけますでしょうか。	本仕様においては、ユーザーIDの一括登録機能の実装を求めるものであり、認証基盤とのシングルサインオン(SSO)連携については必須要件とはしておりません。
6	P. 16	利用するクラウドサービスに係る要件	クラウドサービスが「ISMAPクラウドサービスリスト」に未登録の場合、ISMS(ISO27001)認証に加えて「ISMAP管理基準対応リスト」の提出と承認が必要です。このリストへの記入詳細度や、承認が得られなかった場合のリスク(代替策の提示義務)について、どの程度厳格な基準が適用されるかご教示いただきたく存じます。	ISMAPクラウドサービスリストに未登録のクラウドサービスを利用する場合、ISMS(JIS Q 27001)認証の提出に加え、(様式4) ISMAP管理基準対応リストの提出と当機構による承認が必要です。同リストは、政府のISMAP運営委員会が定めた「ISMAP管理基準」を基に作成しており、「ガバナンス基準」「マネジメント基準」「管理策基準」を対象に記載を求めます。当機構は提出内容をもとにISMAP管理基準が求める水準と「同等以上」かを審査し、不足がある場合は合理的理由の説明およびリスク低減の代替策の提示を求めます。代替策により懸念が払拭できないと判断した場合は不承認となり、当該クラウドサービスの利用を認めないことがあります。
7	P. 14	(2) ITリテラシー向上	「ユーザーサポートの一次対応は発注者が行う」とし、不明な事象やシステムエラー等は「受注者で対応」とあります。具体的に、月間どの程度の件数の二次エスカレーション(受注者対応)を見込んでおけばよいでしょうか。	利用するオンラインプラットフォームの安定性やユーザビリティに大きく影響するため、月間の二次エスカレーション件数については現時点で具体的な目安を設定しておりません。二次エスカレーションとして想定しているのは、システムの不具合や障害対応、および一次対応では解決が困難なケースです。
8	P. 14	(2) ITリテラシー向上	一次対応を貴機構が行うためのFAQやマニュアル作成は、成果物または業務範囲に含まれるのでしょうか。	一次対応を貴機構が行うためのFAQやマニュアル作成は成果物として必須とはしておらず、受注者が提供するオンラインプラットフォームを使うにあたっての既存の操作マニュアルやヘルプコンテンツ等を、一次対応における参考資料として活用することを想定しています。なお、発注者の負荷軽減に資する仕組みの一貫として発注者向けのFAQがマニュアル作成・提供が有効であるとされる場合は、プロポーザルにて提案ください。
9	-	-	現在ご利用中のLMS「JICA-VAN」以外に併用しているLMSはなく、当方からの提案は「JICA-VAN」との並行活用を前提として問題ないという理解でよろしいでしょうか。	「JICA-VAN」等の弊機構で既に利用しているLMSや各種システムを利用するのではなく、受託業者側でオンラインプラットフォームを提供いただくことを想定しています。

説明書の訂正

通番	該当頁	項目	訂正前	訂正後
1	P.6	7. 競争参加資格提出書類 (2) 提出書類 ⑥ プライバシーマークの認証取得を証明できる書類	⑥ プライバシーマークの認証取得を証明できる書類	⑥ プライバシーマークの認証取得を証明できる書類 (業務仕様書(案)別添「利用するクラウドサービスに係る要件」に該当する場合)